

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る 不在者投票事務経費の請求についてお願い

1 事務経費の請求書等の様式

行政手続における押印の廃止により、押印を省略しメールで提出することが可能となりました（文書の真正性の担保のため、担当者様へ電話連絡する場合があります）。

なお、標準様式については、「指定病院等における不在者投票の手引（令和6年8月）」及び山口県選挙管理委員会ホームページに掲載しています。

また、請求におけるチェックリストも作成しましたので提出前に御確認いただきますようお願いいたします。

別添記載例については「必ず」御確認の上、記載例の注意事項に従い御記入ください。特に、請求者と口座名義人が同一人物であっても役職が「院長」と「理事長」のように異なる場合は、委任状の記載が必要となりますので御注意ください（記載例の注意事項は、外部立会人経費を請求される場合も同様です）。

2 請求金額

不在者投票を行った選挙人1人について **1,073円**です。

※棄権をした選挙人は含まれません。

外部立会人については1日につき10,900円（1時間あたり1,280円）です。

※ 同一の選挙人が光市長及び光市議選挙、周防大島町長及び周防大島町議選挙、並びに宇部市長選挙の投票も行った場合、経費は山口県及び当該市町で負担します。
それぞれの請求金額は、投票者数を基に山口県選挙管理委員会事務局で算出しますので、以下連絡先へお問い合わせください。

3 請求書提出期限

請求書は選挙期日後、1ヶ月以内に提出してください。

4 請求書提出先

「山口県選挙管理委員会事務局」あて提出してください。

【郵送の場合】 〒753-8501 山口市滝町1番1号（電話 083-933-2320）

【メールの場合】 a36000@pref.yamaguchi.lg.jp